

ガス小売全面自由化4年目の競争動向

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

化石エネルギー・国際協力ユニット
ガスグループ 研究員
眞砂 大介

- **ガス小売全面自由化の経緯**
- **新規参入エリアと新規参入事業者**
- **スイッチングの現状**
- **スタートアップ卸の概要と成果**
- **まとめ**

ガス小売全面自由化の経緯と目的

- 1995年以降、大規模工場等の大口需要家から段階的に自由化の範囲が拡大、2017年4月にはガス小売全面自由化が開始され、需要家はガス小売事業者を選択可能に
- ガス小売全面自由化は、①天然ガスの安定供給、②ガス料金の最大抑制、③利用メニューの多様化と事業機会拡大、④天然ガス利用方法の拡大、を目的とする

【ガス小売自由化スケジュール】

	1995年～	1999年～	2004年～	2007年～	2017年4月～
自由化範囲	年間ガス使用量 200万m³以上	年間ガス使用量 100万m³以上	年間ガス使用量 50万m³以上	年間ガス使用量 10万m³以上	全需要家
自由化対象例	・大規模工場 ・大規模病院	・大規模ホテル	・中規模工場 ・中規模病院	・中規模ホテル ・小規模工場 ・小規模病院	・家庭用 ・事務所
自由化割合※1	49%	53%	57%	64%	100%
大口料金	自由交渉料金	自由交渉料金	自由交渉料金	自由交渉料金	自由交渉料金
小口料金	許可制	許可制 (値下げは届出制)	許可制 (値下げは届出制)	許可制 (値下げは届出制)	原則規制撤廃※2

※1 ガス販売量に対する自由化率

※2 競争が不十分な一部地域にて経過措置として規制あり

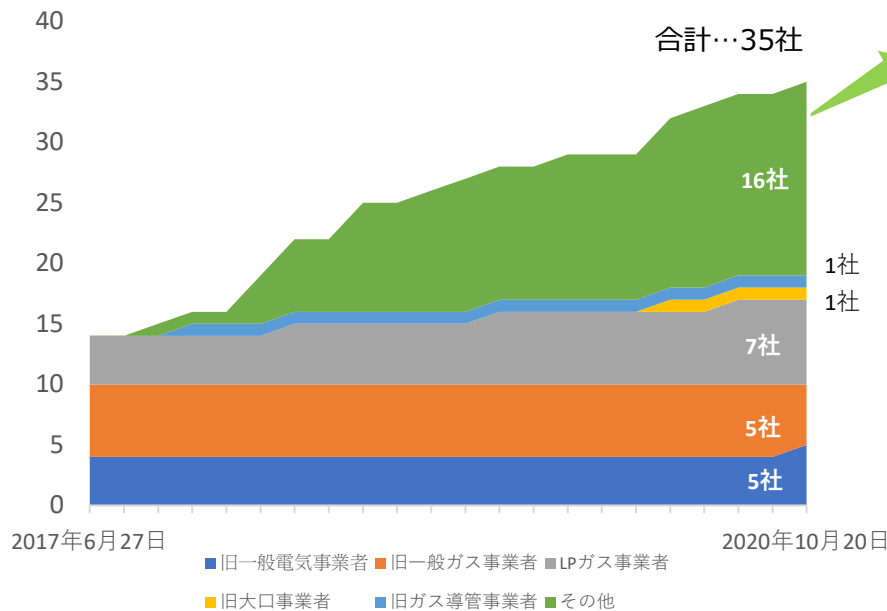
(出所) 日本ガス協会資料を基に作成

ガス小売事業への新規参入事業者

- ガス小売事業へ登録を受けている新規参入事業者は82社、その内、実際にガスを供給または供給を予定している新規参入事業者は35社
- 新規参入事業者の内訳は、「その他」事業者が最多の16社（占有率：46%）
- 「その他」事業者16社のうち、11社が東京電力エナジーアライアンスが提供する「都市ガスプラットフォーム」を採用（採用率：69%）

※2020年10月20日時点の数値

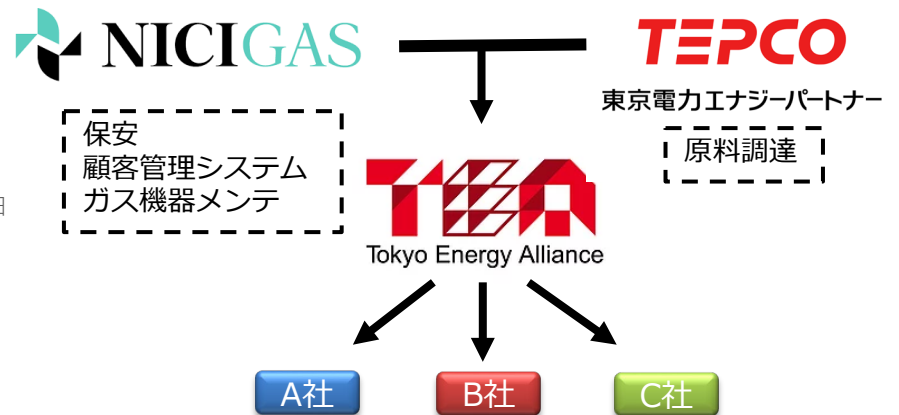
【実際にガスを供給または供給を予定している新規参入事業者の推移】



その他 (16社)

- ・ファミリーネットジャパン
- ・HTBエナジー
- ・イーレックス
- ・中央電力
- ・CDエナジーダイレクト
- ・PinT
- ・エフビットコミュニケーションズ
- ・マストマックス・トレーディング
- ・イーエムアイ
- ・びわ湖ブルーエナジー
- ・島原Gエナジー
- ・アースインフィニティ
- ・グローバルエンジニアリング
- ・T&Tエナジー
- ・東京エナジーアライアンス
- ・ミツウロコグリーンエネルギー

※赤字は「都市ガスプラットフォーム」採用企業



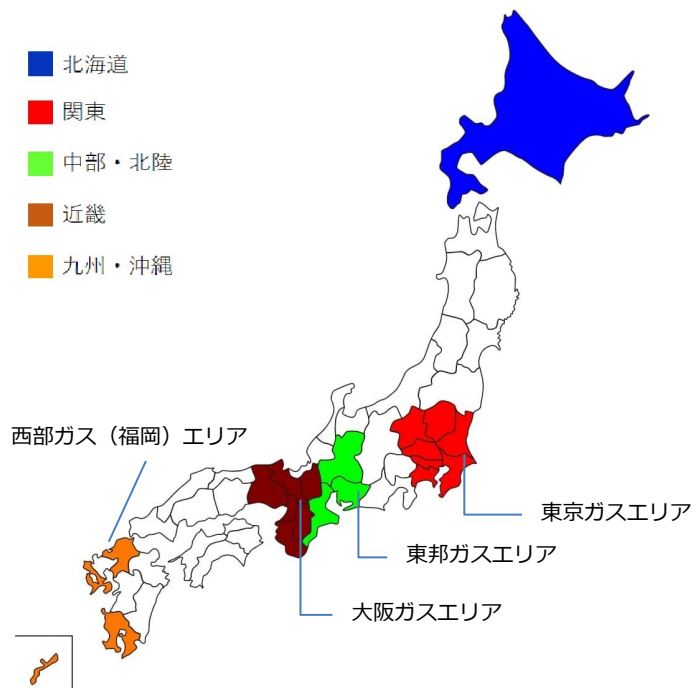
(出所) 資源エネルギー庁の資料を基に作成

新規事業者の参入エリア

- 新規事業者は東京ガス・東邦ガス・大阪ガス・西部ガス（福岡エリアのみ）の供給エリアを中心としてガス小売事業へ参入
- 新規事業者は21都道府県へ参入しているが、東北、中国・四国地域を中心とした26県においては新規事業者の参入はゼロ

※2020年10月20日時点の数値

【実際にガスを供給または供給を予定している
新規参入事業者の参入エリア】



(出所) 資源エネルギー庁の資料を基に作成

【地域別の新規参入事業者数】

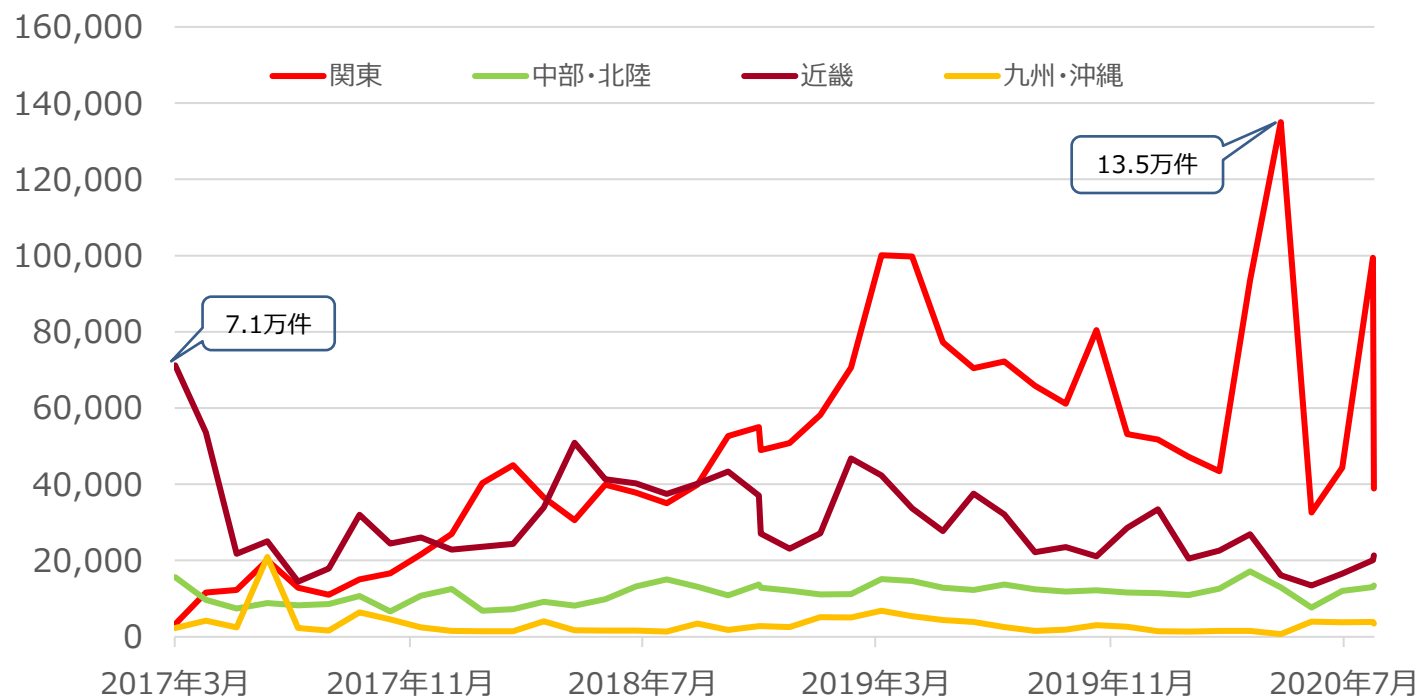
地域	参入事業者数	事業者例
北海道	2	北海道電力 いちたかガスワン
関東	26	東京電力EP ENEOS
中部・北陸	12	中部電力ミライズ
近畿	10	関西電力
九州・沖縄	4	九州電力 コーアガス日本

※複数エリアにおいて参入している事業者も含む

4地域における月間スイッチング申込件数

- 4地域におけるスイッチング累計申込件数は394万件（2017年3月～2020年8月）
- 中部・北陸、近畿、九州・沖縄の3地域においてスイッチング申込件数は停滞傾向
- 関東地域は都市ガスプラットフォーム採用企業や東京電力EP等の新規参入事業者数の増加に伴い、2020年4月に統計開始以降最大となる13.5万件がスイッチング申込を実施

【地域別月間スイッチング申込件数】

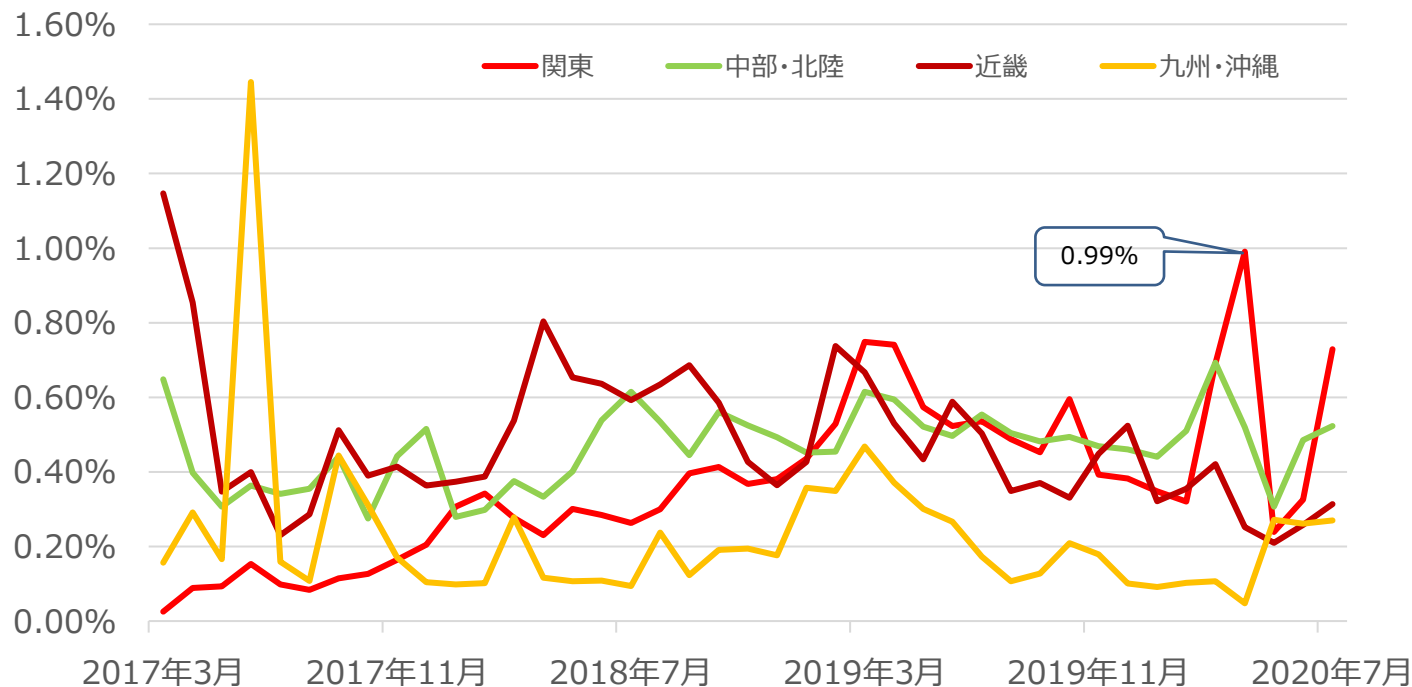


(出所) 資源エネルギー庁の資料を基に作成

4地域における月間スイッチング率

- 月間スイッチング率 = 月次スイッチング申込件数 ÷ 月末調定件数（お客様件数）
- 関東地域の調定件数は約1,364万件と、日本の都市ガス調定件数の52%を占める
- 関東地域においてスイッチング申込件数は高い水準にあったが、スイッチング率に換算すると1%以下である

【地域別月間スイッチング率】

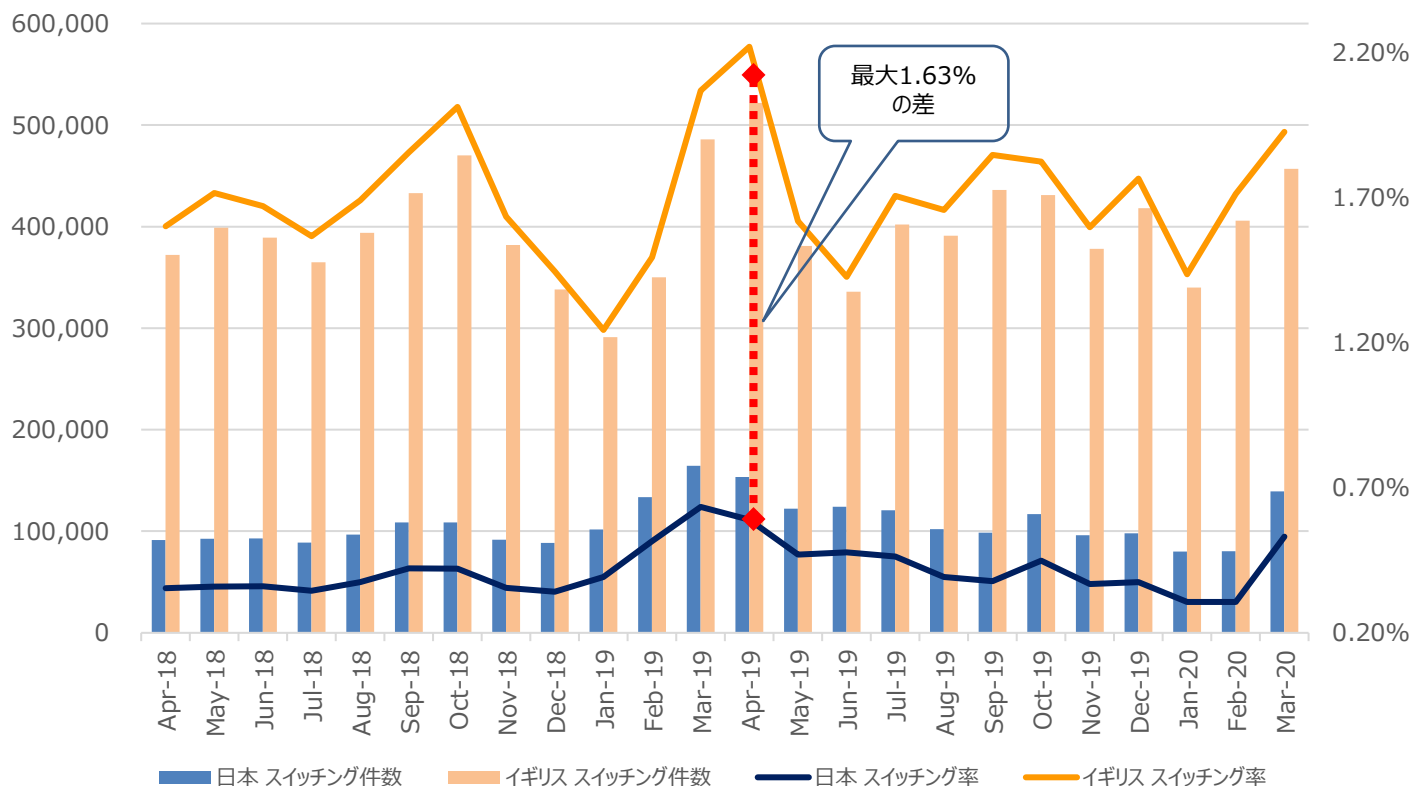


(出所) 資源エネルギー庁の資料を基に作成

イギリスと日本のスイッチング状況

- イギリスのガス市場は段階的に自由化が進み、2002年に価格規制が撤廃されたことにより完全自由化が開始
- 2019年度の平均月間スイッチング率はイギリス…1.70%、日本…0.42%
- イギリスのスイッチング傾向は3月頃と11月頃にピークを迎える

【日英 月間スイッチング件数とスイッチング率】



新規参入促進取組「スタートアップ卸」

- 新規事業者の参入促進を図るために、第1Gグループと第2グループの計9社による自主的取組として、2019年度より「スタートアップ卸」という卸供給に関する新規取組を開始
- スタートアップ卸を活用すると、参入課題であった①ガス調達、②同時同量オペレーションをクリアすることが可能となり、新規参入のハードルは低下

【ガス小売事業への主な参入課題】



ガス調達



同時同量オペレーション



顧客管理システムの構築



保安・メンテナンス

【スタートアップ卸の取組事業者】

第1グループ	第2グループ
東京ガス	北海道ガス
大阪ガス	仙台市ガス局
東邦ガス	静岡ガス
	広島ガス
	西部ガス
	日本ガス

同時同量オペレーション…導管圧力を一定範囲内に収めることも目的としている。託送契約における導管内のガスの払出量と注入量を管理する業務。ガス事業特有の技術やノウハウが必要。

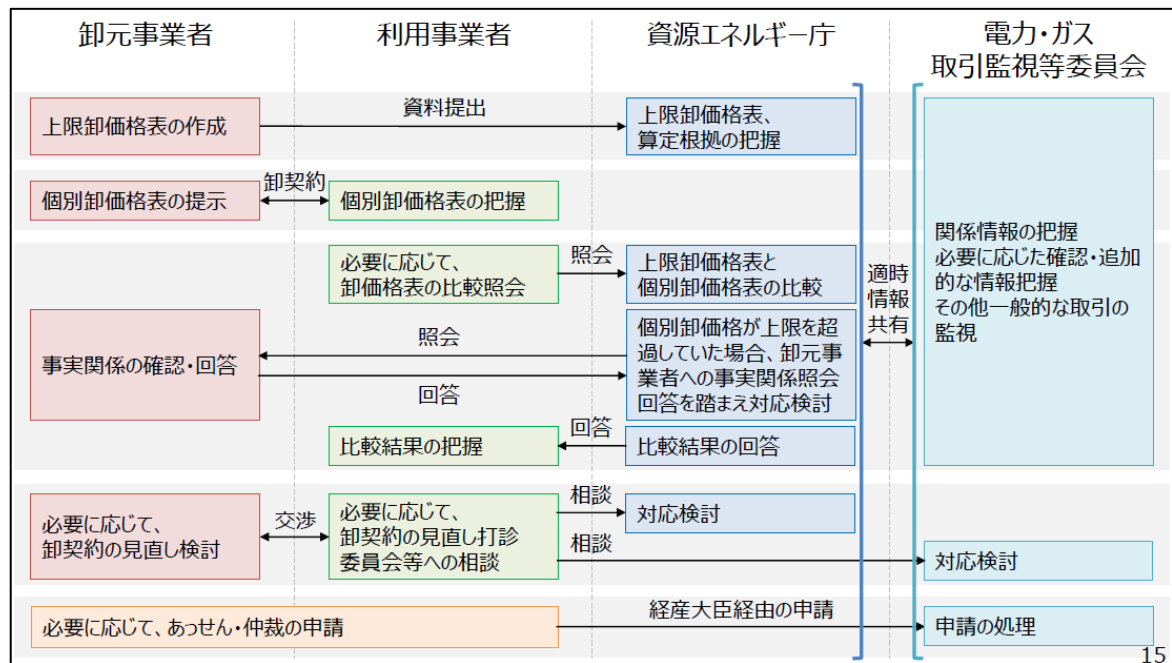
<参考>スタートアップ卸の詳細①

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ● ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「適正なガス取引についての指針」の積極鉄器なガスの卸供給に関する記載を踏まえた、旧一般ガス事業者の自主的取組
開始目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付開始：2019年7月まで ● 卸供給開始：2020年3月まで
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の供給区域
卸元事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者
利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって下記の事業者を除くもの <ol style="list-style-type: none"> ①ガス発生設備を有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社 ②今回の取組みに係る供給区域における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社 ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
卸供給の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年間(更新可能) ● 契約期間中であっても、卸価格の変動(原料費調整に相当する価格変更)・改定(変動以外の理由による価格変更)や利用上限量内での追加調達は、契約内容に随時反映される。
卸価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 需要場所ごとに「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般電気事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。 ● 一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。 ● 上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度とする。
卸価格の改定	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸価格の値上げ予告は、値上げの3か月以上前に卸元事業者から利用事業者へ行う。 ● 卸価格の値下げ予告は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げの事前に卸元事業者から利用事業者へ行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる。
卸価格の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸価格の水準は原則非公開とする ● 上限卸価格の水準・算定根拠の確認、上限卸価格と個別卸価格の比較といった卸価格関連の状況確認等は、資源・エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会が実施する。(確認方法については次頁参照)

<参考>スタートアップ卸の詳細②

利用上限量	● 利用事業者ごとに、第1グループの供給区域では100万m ³ /年、第2グループの供給区域では50万m ³
卸元事業者内での情報管理	● 各卸元事業者には下記3点の情報管理策を最低限求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視する。 ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。 ②卸業務に関するシステム、情報のアクセス権限を卸業務の担当者のみが付与する。 ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。
フォローアップ	● 本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要に応じて措置を講ずる。
本取組外の卸取引	● 本取組に該当しない基地出口卸、利用上限量以上の卸、利用対象外の事業者向け卸等についても、「適正なガス取引についての指針」の記載や本取組を踏まえて、積極的に行われることが期待される。

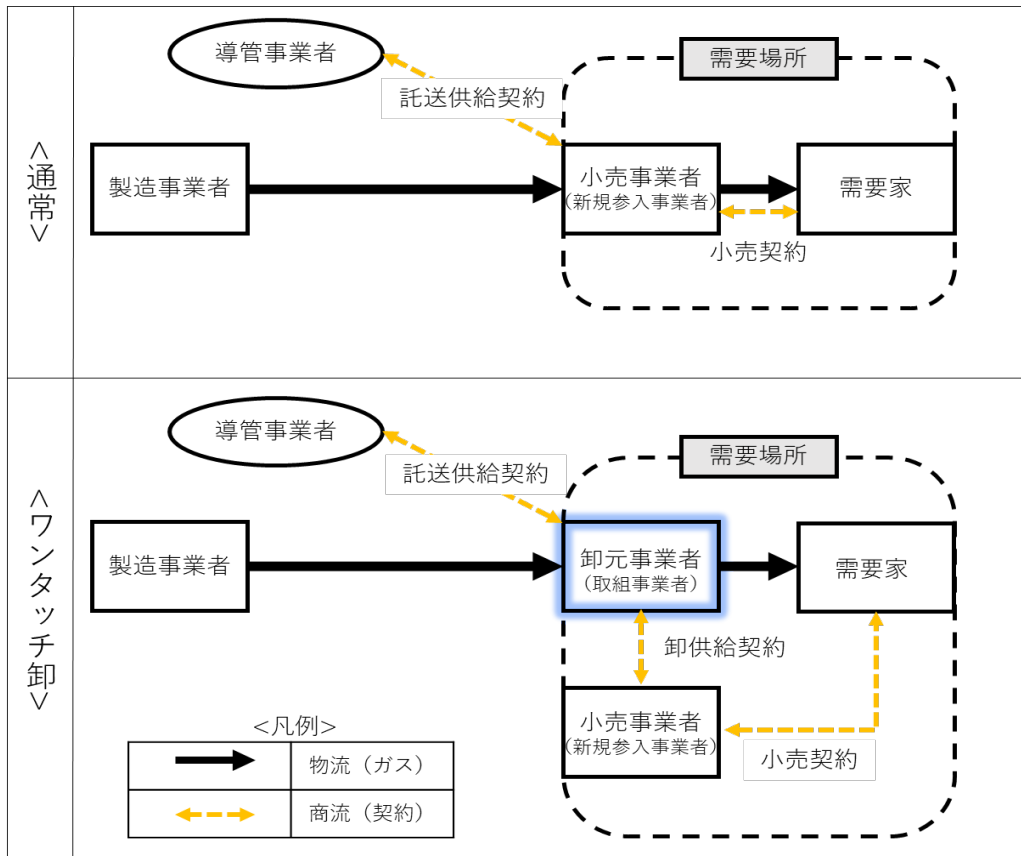
■ 卸価格関連の状況確認方法



卸供給形態：ワンタッチ卸

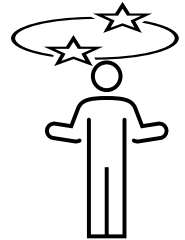
- スタートアップ卸の卸供給形態は「ワンタッチ卸」を採用することで、取組事業者から卸供給にてガス調達を行い、また新規参入事業者は導管事業者と託送供給を締結する必要がないため、同時同量オペレーションを担う必要がない

【ワンタッチ卸の供給イメージ】



<託送供給契約>
導管事業者と**小売事業者**が締結

<同時同量義務>
小売事業者の責務



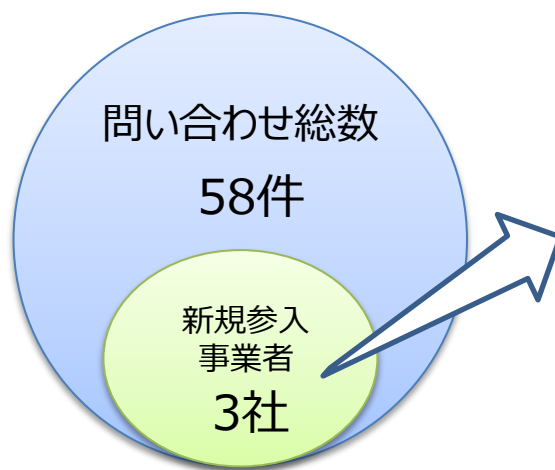
<託送供給契約>
導管事業者と**卸元事業者**が締結

<同時同量義務>
卸元事業者の責務



スタートアップ卸の成果と課題

- 検討事業者が取組事業者へ行った問い合わせ総数は58件
- 新たに3社がスタートアップ卸を活用し、未参入エリア（北海道・鹿児島）へ参入
- 残りの55件は同取組による参入を断念、または継続検討中
- 既存ガス小売事業者とガス小売価格の差別化を図るためには、他燃料とのセット割引が必要



	コアガス日本	いちたかガスワン	北海道電力
事業種	LPガス事業者	LPガス事業者	電力事業者
参入時期	2020年4月	2020年4月	2020年10月
参入エリア	日本ガス (鹿児島)	北海道ガス (北海道)	北海道ガス (北海道)
セット割	○ (電気)	○ (電気と灯油)	○ (電気)
ガス単独契約	○	○ (北海道ガスの 一般料金と同額)	×
都市ガス需要 家獲得件数	68戸 (2020年9月末時点)	47戸 (2020年6月末時点)	-

まとめ

- 新規参入事業者は都市部に集中しており、地方部の都市ガス需要家はガス小売事業者を選択することができない「ガス小売全面自由化の格差」が存在
- 東京電力エナジーアライアンスが提供している「都市ガスプラットフォーム」のさらなる普及拡大が見込まれるが、新規事業者の参入地域は都市部に集中すると想定
- 地域別における月間スイッチング件数は停滞傾向にあり、またスイッチング率は1%以下と低い水準で推移
- 新規参入を促進するための取組である「スタートアップ卸」を活用し、未参入エリア（北海道、鹿児島）において新規事業者が3社参入
- 「スタートアップ卸」による参入を断念した事業者のフォローアップを行い、取組制度のブラッシュアップが必要
- 今後は他の未参入地域（仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガスエリア等）への新規事業者の参入を期待

以 上

ご清聴ありがとうございました